

建設工事等の前金払及び契約保証制度の改正について

平成28年3月
敦賀市総務部契約管理課

敦賀市が発注する建設工事等について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、前金払制度及び契約保証制度の一部改正を行いますのでお知らせします。

1 改正内容

①前金払の支出対象となる建設工事請負金額について

改正前	請負金額が	500万円以上の土木建築工事
改正後	請負金額が	130万円以上の土木建築工事

②前金払の支払い限度額について

改正前	5,000万円
改正後	制限なし

③契約保証対象について

改正前	請負金額が500万円以上の建設工事
改正後	競争入札を行った建設工事（設計額が130万円超の建設工事）

2 適用時期

平成28年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う入札から